

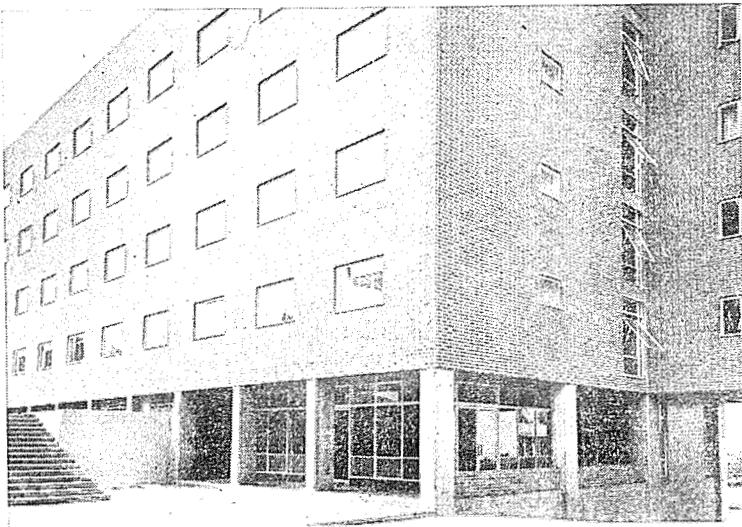
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, May 30th, 1959, No. 327.

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十四年五月三十日発行（毎月一回三十日発行）
通巻三二七号

關西大學學報

昭和34年5月 第327号



竣工した第一学舎研究室（千里山学園）

關西大學出版部

離

縁

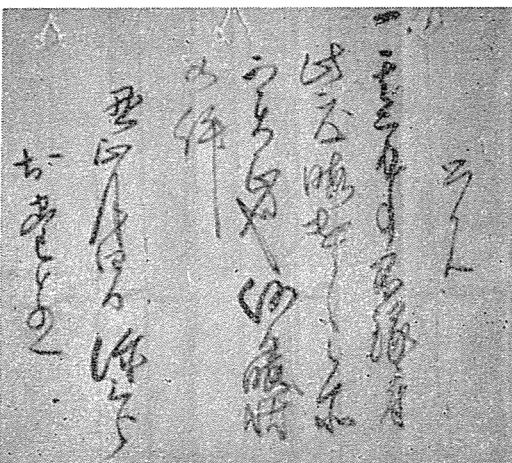
状

一 法史探叢余滴（五）

春 原 源 太 郎

町村の地方文書を
一括入手したので
分類してみたところ、
そのなかに左の如き離縁状が一通あつた。江戸時代の離婚法上珍重される資料と思うので原文通り紹介することにする。

一括文書中には関係者の氏名も判明しているので実物の保証をしても間違はないようである。ただ年代が「丑」と記載されているだけで不明なのは残念であるが、一括文書の年代から推定されることは宝曆頃のものようである。原文は左の通りで



三行半の離縁状（近江国坂田郡）

一 其方事不縁ニ付
此度暇遣し所
実正也仍而暇状
如件
丑正月四日 弥三郎

お豊とのへ
お豊とのへ
お豊とのへ

これも原則通り三行半に書いてある。離縁状に関する慣例類集によつて、離婚には離縁状を必要とした地方と離縁状なしとする地方を比較してみても略相半ばすることで、幕府法には離縁状による離婚のことが規定されていても、私領藩法下に発達した私法は幕府法だけで説明することはできないからである。

二、妻の縁切

幕府法では離縁状は密通のところに規定されているが、密通に関しては妻妾同然ということになつてゐるので、妾の離縁状ということも当然考へられる。しかしここまではまだ考証されていないようである。前記離縁状のある記録には次の二通が一括になつてゐるが、この一札が何であるかを考へてみるためにこれも原文のまま紹介することにする。

覚

其元様と私事久々御馴染居レ所此度私勝手を申立御暇乞申レ處御得心被下レ上縁談被成レ然れ共訳ケ合も御座レ事ニ御座レハ此度町方ヘ片付レ事ハかくヘツ此盛に暮し居レ而密通ケ間敷事致レハ、其元様御存分ニ可被成レ其時一言之申分ソ無御座レ且又是迄御差構ひ被成レ事も御座レハ縁談之義ハ

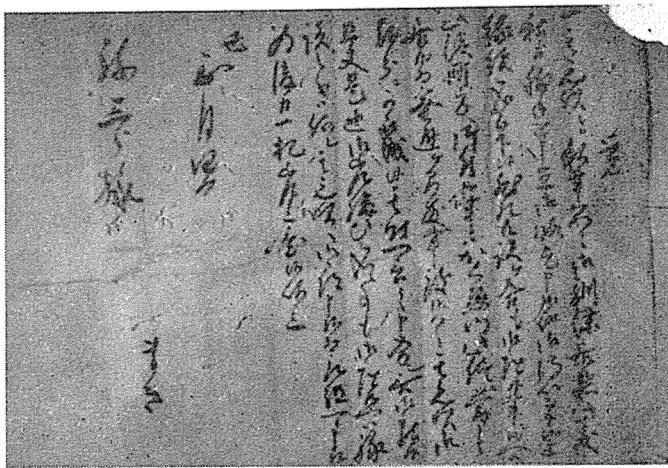
最近近江国坂田郡、犬上郡、蒲生郡、愛知郡等湖南

何レ其元様へ御尋申い而取組可申い
為後日一札差上置い以上

丑正月四日

弥三郎様

まき



妻の縁切 (近江國坂田郡)

三、婿養子の離縁状

養親から離縁になつた養子は妻を離婚することになるのが江戸時代法の原則である。この原則を免れためには養子の妻となつてゐる娘を勘當するなどのことが行われる。それで夫婦は離婚せずにすむ。現代法の下に育てられた人達にはそんな不合理なことがと考えられるだろうが、現代日本にもまだこの二つの考え方が存在するようである。これらの問題は別として近世庶民法では離縁になつた養子が妻に対する関係では夫として離縁状を渡さねばならなかつたか。「律令要略」には「聟養子養父と不和にて実方へ帰り上離別状不遣妻を引取度旨且及出入無謂に付不及裁許」となつてゐるので、幕府法では離縁状を要する原則である

が、中田薰博士の「徳川時代の文学に見えたる私法」とか穗積重遠博士の「離婚制度の研究」などでは離縁状を必要としないとするようで、むしろ要せずとする説の方が一般的で、学説上はまだ解決されていない問題である。私はこれも地方により慣習法が異なるものと考へるが、養子は離縁になつても妻に離縁状を渡すまでの間は、その妻との婚姻関係は尚解消されないために離縁状を必要と考へたところは近世法の解釈もなかなか理論的である。

そこで娘に離縁状を渡さない養子に対しては離縁状の請求をすること（裁判上も）ができるかということである。

左記実例は当事者が京都の町人であり、京都町奉行所裁判の実例であるが、やはり養親から離縁になつた世話をまでしたり、別れた後のことまで「密通ケ間敷事致いハ、其元様御存分ニ可被成」とか「縁談之義ハ、何レ其元様へ御尋申い而取組可申」とか妻の離縁とは大分事情が異なるようである。

状の請求をしている実例として、この問題を解くための参考資料もある。この文書はこゝに引用の答弁書だけで訴状も添口証文もないでの問題を全部明にすることはできないが、婿養子の離縁状に関する京都の慣習を理解することができる。

文中近世法上の問題として考へられることは原文中傍点をうつてみた部分で、養親の離縁権、妻に対する離縁状、子の養育、財産分離の問題等がある。

乍恐返答書を以奉願上ひ

富小路仏光寺上ル丁

願人 高嶋 又右衛門

室町松原下ル町

相手 羽二重屋 惣助

一、私義三年以前八月大津升や町木屋喜兵衛仲人ニ而右惣助と申もの方へ参り則娘うのと見合一子も出生仕ひニ付商売方日々出精仕ひ得共惣助義いかゞ被存い哉当二月木屋喜兵衛へ參私并兄久太夫へも一応之対談も不仕不縁仕ひ間其元へ請取申い様ニと申儀ニ付早速ニ参ひ様ニ申遣ひニ付參リい所右之様子と申未在所へも不申遣ひ間此方ニ逗留仕ひ様ニと申ニ付驚入ひへ共不縁之義ニい得ハ如何可申様無之勿論之上に壹錢壹毛引負覺無之不調法筋無之問詫言仕帰參仕ひ了簡も無御座ひニ付先其分ニ差置ひ処當四月兄久太夫并喜兵衛同道ニ而罷上リ対談仕ひ所離縁状、又、申、ニ、付、望、之、通、差、遣、し、可、申、ハ、間、此、方、身、分、相、納、り、い、迄、う、の、義、片、付、い、義、相、成、不、申、其、段、得、心、ニ、い、ハ、何、時、ニ、而、も、離、縁、状、遣、し、可、申、段、申、遣、し、い、所、有、無、之、返、答、無、之、六、月、ニ、至、又、申、越、し、ハ、う、の、義、病、氣、ニ、而、憤、養、育、難

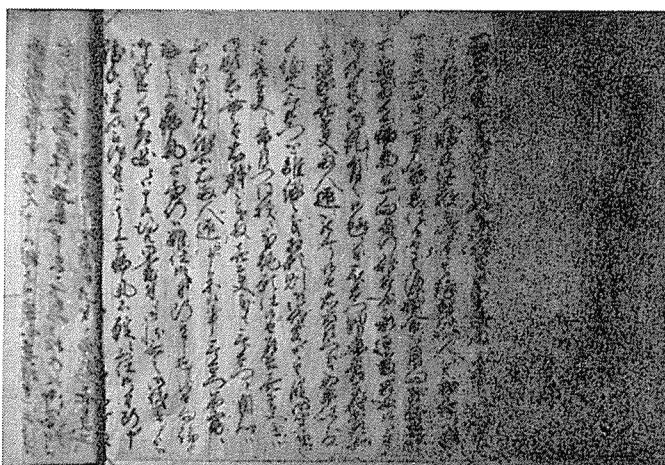
致義ニハ間請取申か乳母ヲ遣シカ又ハ、西の岡へ捨可申哉何レ成共返答可申段申越シハ付此方より返答仕ハ御難渋之段御尤ニハ間此方へ渡し可被申と申遣シ所有無之返答無之乍恐御公儀様へ御願申上ハ義一応も二応も対談仕其上内済不仕ハ義ハ不得止事御願申上ハ義と奉存い惣介ハ不及申年寄勘左衛門五人組安兵衛共不埒之致方御上ミ恐も不存言語同断之儀と奉存い事

一御裏書拝見後驚入早速大津木屋喜兵衛を呼寄 御公儀様御苦勞ニ相成不申内ニ内済可仕と申望之通離縁状遣し可申い間猝は戻しハ様ニ申遣シ得共不得心段申ニ付此方へ相戻シハ、町内へ遣し可申い町内ガ籠抹に執斗致間敷と申一札差しひ様ニと仲人ヘ井家主高嶋屋庄左衛門と申もの数度参り申ニ付右之趣ニ而内済仕ハ様申ハ共惣介ハ不及申町内共不得心之段申募傍輩(若)無人之致方故不得止事奉願上ハ題意左之通

一右申上ハ通致了簡遣シハ共不得心之上ハ、の義、且私方へ引取其上先方為相続離縁状遣し申度御事一私参り節仲人喜兵衛申ハ着盛ニ而参り共いか様共可仕ハ間其儘參り可申と申義定ニ而参り所一重物營ソ小遣ひ錢營文せんたく壱ツいたし吳不申ハニ付三ヶ年内小遣ひせんたくちん等も在所へ困窮ニ付親類共ヨ相頼又ハ近所之ものへ無心を申五両三両七両宛諸方ニ而他借仕罷在右之金子相手方為相続之入用ニ御座ハ間先方より相渡し諸手埒合仕度右不縁ニ相成ハニ付段々致催促ハ故難義仕ハ間右之金子相渡し申ハ様仕度御事

一私着類手道具等先方ニ押置相渡し不申難義仕ハ間早々相渡しハ様仕度御事

一先方より傍輩無人之致方故失イ面在所へ罷帰りハ義も一家ハ不及申兄親へも申分ケ相立不申御当地ニ而借宅仕渡世仕度ハ間此末先方より私身分ニ仕妨仕不申



養子離縁事件返答書

ハ様仕度御事

右願之通御慈悲を以被為仰付被下さいハ、冥加至極難有可奉存い己上

申十月

高嶋屋 又右衛門
附添 同 又兵衛

御奉行様

(傍点筆者)

離縁になつた養子からも妻に対する離縁状を必要とする事と、そこで離縁状を渡す時期を離縁になつた養子が再婚するまでは妻の再婚をも制限する条件を出したり、一旦妻を引取つた上で養家の相続人として離縁するなどを申出している。養親から養子の離縁は「不縁

はじめに原則であると言つたことは、例外もあるといふことよりもいろいろな生活形態に応じた方法が行なわれているという事である。次の例は養子が妻子を引連れて離縁の際養母から金拾六両の離縁金を受取り別居することになった例である。これは養母は江州古川村養子は京都である。智養子ではないから養子離縁になつても離婚の問題は起らない。

一札之事

一私義六ヶ年以前当地益田梅方江相続ニ罷越シハ付八幡寺内野田屋長兵衛妹りうと申者妻ニ引取当戌年春出来い得は此度勝手ニ付立拂り度義梅并世話之衆中江然談致ハ所双方無申分儀ニ付私妻子三人益田家引除代るして梅丸金拾六両差添被下慥ニ請取恭奉存い此後如何様之義出来い共当地と益田家難渋之筋申間敷い為後日村役人江一札差入為後詔仍而如件

東福寺門前井戸町

天保九戌年十二月

柏屋外兵衛印

梓 小三郎(爪印)

吉川村

離婚離縁証文に「勝手に付」の用例が近世法上の用語として議論のあるところである。(評議員、法制史学会員)

学内報

定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第二項により定例評議員会は、五月三十日(土)午後三時より天六学舎で開催。

昭和三十三年度学校法人関西大学収支決算承認に関する件、その他等につき審議の結果これを承認した。

出席者（教務略　五十音順）

阿部甚吉　池田信之助　今井康兼　岩佐清三郎　植野郁太　大小島真二　大島武夫　岡野留次郎　岡野衛士　櫻木信雄
門上敏夫　神宅賀寿恵　寒川喜一　小寺小市郎　河野稔　小林巖　佐伯五郎　白川朋吉　関豊馬　竹沢喜代治　寺西武
観田知義　中務平吉　長柄金吾　浪江源治　西尾専太郎　西本寛一　東浦栄一
久井忠雄　深川実　福島四郎　本多喜慶
松原藤由　松村睦鴻　三島律夫　水谷揆一　宮崎平　三好万次　村尾静明　村上精三　森川太郎　矢口孝次郎　保井剛一
矢野文雄　山崎敬義　横田健一　吉田一郎　吉田鹿之助　脇野徳三郎

関西大学出版規程制定
本学における図書出版事業の発展を図

木村大院院部長略歴

基き、三月十日の理事会では左の通り出版委員が決定した。

専務理事　久井忠雄
常務監事　矢野文雄
法學部教授　福島四郎
經濟学部教授　中川庸太郎
文学部教授　進藤浩二郎
商學部教授　今西庄次郎
工學部教授　太田雞一
教養委員会教授　三木治

第一条	関西大学出版委員会規程
第二条	関西大学における図書出版事業の発展を図り、その運営を円滑にするため、出版委員会（以下「委員会」という）を設ける。
第三条	委員会は、次の委員をもつて組織する。 一、役員の中から互選された者 二、各学部及び教養委員会から推薦された教授　各一名
第四条	委員会に委員長を置く。 一、役員である委員の任期は、その在職中とする。 2 委員長は委員会の互選による。
第五条	二、各学部及び教養委員会推薦の委員の任期は二年とする。 但し、再任を妨げない。
第六条	2 委員に欠員を生じたときは、これを補充しなければならない。但し、その任期は前任者の残存期間とする。 委員は、理事会がこれを任命する。
第七条	一、大学出版行政に関する理事会の諮問事項 二、学術図書の出版に関する事項 三、大学教材の出版に関する事項 四、その他図書出版に関する事項
第八条	2 委員長は委員会の議長となる。 委員会は、委員四分の三以上の出席がなければ開くことができない。
第九条	委員会の議事は、出席者の四分の三以上の同意をもつてこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
第十一条	委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
第十二条	委員会の事務は、総務局出版課でこれを行う。
附 則	1 この規程は昭和三十三年十二月二十日から施行する。 2 この規程第二条第二号により推薦された最初の委員の任期は昭和三十五年九月三十日をもつて終る。

教授、法文学部長、学生主事、法学部長、経済学部長、専門部長、学長事務代行、大学院法学研究科幹事。

学生部長更迭

学生部長兼就職部長山田松太郎教授は、今般兼務を解かれ、就職部長となつたので、学生部長の後任に学生部長代理小野勇教授が、四月二十一日の理事会で決定、同日付で任命された。

なお学生部長代理には法学部内田修助教授が任命された。

池垣教授帰学

昭和三年東大文学部卒、本学助教授、教授、補導主事、学生部長代理。

就職部長新任

昨秋制定された「関西大学事務組織規程」第四条に基き、新たに就職部長を設けられ、学生部長山田松太郎教授が兼務していたが、就職活動の重要性に鑑み、同教授は就職部長に専念することになり、四月二十一日の理事会で正式に決定した。

石浜教授停年退職

文学部教授文学博士石浜純太郎氏は本年三月三十一日付をもつて停年退職された。

氏は大正十五年四月本学専門部講師となり、委嘱せられてから、通算二十九年に亘り本学の講壇に立ち、該博なる学識と高潔な人格とをもつて学生を指導教育された。

なお、氏は東洋学、特に西夏語の研究家として故羽田亨博士に次ぐ第一人者であり、また、藤沢南岳、黄坡両氏の由緒ある貴重な泊園文庫を本学に寄附方斡旋せられ、本学図書館に錦上花を添えられた功績は大きい。

小野学生部長略歴

昭和三十三年度在外学術研究員として昨年五月渡欧した法学部池垣定太郎教授はロンドン大学などイギリス、アメリカの諸大学に学び、五月十七日羽田着、同二十一日「つばめ」で大阪着、無事帰学した。

スタンフォード大学 ニールセン博士来學

ケンブリッジ大学より
機関誌寄贈
ケンブリッジ大学 (Cambridge University) より本学文学部英文学科宛左記機関誌を寄贈して來た。

The Modern Language Review (A Quarterly edited for the Modern Humanities Research Association),

Volume LIV, Number 1, January 1959.

Volume LIV, Number 2, April 1959.
Vol. 27, No. 3, March 1959.

ロックフェラ財團人文科学部長C・

B・ファーズ博士(Dr. Charles B. Fahs)は四月十六日午後一時半來学、千里山大



書庫見学中のニールセン博士



カードを見るファーズ博士

学ホールにて岡野学長など、大学図書館問題並に東洋の学術研究について懇談意見を交換した。同博士の来学は毎年一回宛、本年で八回目である。

B I M より機関誌

本学が団体加入しているイギリス経営協会(British Institute of Management)によるスタンフォード大学に於ける日本私立大学経営者セミナーの運営部長として、これに参加大学の打合せの為三月二十二日午後二時半來学、千里山大学ホールに

当日の成績左の通り。

▽百メートル ①鈴木 1秒11 □大会タイ

▽二百メートル ①八島 23秒0

▽四百メートル ④馬場 51秒3 □大会新

▽五百メートル ①高橋 4分12秒4 □大会新

▽五千メートル ①赤沢 15分48秒6 □大会新

▽三千メートル障害 ②井上 10分17秒8 □大会新

▽四百メートルリレー ②関大(八島、相田、吉野、鈴木) 44秒3 □大会新

▽一千六百メートルリレー ①関大(八島、宮武、藤枝、馬場) 3分35秒0

▽三段跳 ②杉本 13メートル 86

▽棒高跳 ①平山 3メートル 70

▽瞬丸投 ①大原 12メートル 59 □大会新

▽円盤投 ①矢代 37メートル 64 □大会新

▽ヤリ投 ①大原 56メートル 28 □大会新



島、日向、迎岡から別府にいたる、走行

距離約一六五キロで、二十五日間の日程である。

軟式野球部

月四日より五月二十一日日生、西京極、

山本各球場で行われたが、戦績左の通

り。

関大 1-1 関学 2-1 関学

関大 5-1 関大 8-1 同大

関大 0-0 同大 0-1 立命

関大 0-1 関大 0-1

渡米レスリング団に参加

空手初優勝

牧選手に特別賞

月四日より五月二十一日日生、西京極、

山本各球場で行われたが、戦績左の通

り。

関大 1-1 関学 2-1 関学

関大 5-1 関大 8-1 同大

関大 0-0 同大 0-1 立命

関大 0-1 関大 0-1

関大 1-1 関学 2-1 関学

関大 5-1 関大 8-1 同大

関大 0-0 同大 0-1 立命

関大 0-1 関大 0-1

関大 1-1 関学 2-1 関学

関大 5-1 関大 8-1 同大

関大 0-0 同大 0-1 立命

関大 0-1 関大 0-1

リーグで優勝

ホッケー部

第二回全関西空手道選手権大会は五月十日大阪府立体育館で行われたが、本学は決勝戦で大阪工大と対戦、3-2で勝ち、初の優勝を遂げた。

リーグ戦で、本学は全勝し、優勝を達成した。

リーグ

民謡たずねて九州一周

自転車で三学生

去る三月五日大阪スポーツ会館で行わ

れた第二回スポーツ賞表彰式で、本学の拳斗部牧昭夫選手は特別賞を受けた。

佐藤(関大一高)選手三連勝

全日本フィギュア・スケート

四月一日から三日間大阪スケートリニ

グで行われた第二十七回全日本フィギュ

ア・スケート選手権大会兼オリンピック候補選手選考競技会で、立教の西倉選手

を破つて、三連勝の栄冠をかち得た。

同君は関大一年生の時全日本大会

に優勝、さらに三十三年に二連勝した。

一行は山陽道を経て九州に渡り、唐津、大村、長崎、諫早、佐賀、熊本、日奈久、阿久根、鹿児島、垂水、串岡、青なつた。

八つの大会新

陸上部

一部邦楽部の平田健(法四)、樋口勝彦(

法四)、白神康司(商三)の三君は、九州の

民謡をたずねて、三月十二日午後一時千

九種目に亘つて行われたが、本学は伝統

の強さを遺憾なく発揮し、高障害、中障

害、走幅跳、走高跳、ハンマー投の五種

目を除く十四種目に優勝、大会新は八種

目に上つた。

推薦校友

このほど次の各氏が大学理事会の承認

を得て推薦校友に推された。

谷崎義光氏 兵庫県出身、明治三十九年

生、五十三才。昭和六年関西大学専門

学専門部法律科に入学、同十五年二月

中途退学。

衆議員議員、自民党国会対策副委員長

八鹿、竜野、飾磨、兵庫、西宮各警察

署長、警察練習所長、消防練習所長、

県警本部保安部長など歴任。兵庫県自

動車学校長、姫路市顧問。



校友バツジ

校

友

吹田支部役員会

一同で和やかに歓談、学舎見学、記念撮影を行い、懇親宴を開き、午後七時ごろ散会した。

里山学舎大学ホールで役員会を開催。吹田支部では四月五日午前十時から千

里の役員会は支部全役員の決定後はじめて開かれたもので、最初に上野支部長が挨拶、吹田支部では各地区毎に幹事をきめており初顔合せでもあるので自己紹介が行われ、本部から出席の大月会長、

輕本副会長も祝辞を述べた。
議題として支部運営上の意見交換、活動方針決定などがあり、地元支部に高速道路問題の認識を深めてもらうため、大学の反対本部から阿部、大月、神宅各反対本部副本部長が出席、詳しく述べた。吹田支部では母校に及ぼす影響の重要性を考慮、反対決議を行つて特に地元支部として強く反対意志を表明した。

二十一日 箕面支部役員会
二十二日 一二三期会
二十三日 関大会計人会創立総会
二十四日 広報部会
二十五日 日産自動車関大会春季懇談会
二十六日 尚志会

浪速支部では四月二日午後六時から天王寺公園北口の広田家で総会を開催。これは、こんど浪速警察署長に就任の土谷正喜代氏の歓迎を兼ねて行わたるもので、坪田吾一氏の司会で始められた。外山支部長の挨拶と土谷署長を歓迎する言葉があり、土谷氏も来任の挨拶を行なった。一同乾杯で祝福した。

そのあと和やかに歓談を続け、午後九時散会した。

浪速支部総会

一二三期会

尚志会

旧制学部一期、二期の卒業生の間で一

二会が結成されているが、今度さらに三

期の卒業生有志を加えての懇親会が、四

月十一日午後四時から千里山学舎ホール

で行なわれた。

この日は大学からも岡野学長が出席、

大学の現況を詳しく報告した。また恩師

として水谷揆一、山本順応両氏も出席。

監事 斎斗二 田辺由治郎
忠由 牧村正夫 森田 森 柳田栄次 和田秀一
田嶋弘 平野繁敏 平安三郎 西方喜久三 松下
良雄 中谷政男 長柄金吾 羽賀一郎 畠下辰典
庄美都建 藤原竜太 深井嘉代史 藤川建治
田嶋弘 平野繁敏 平安三郎 西方喜久三 松下
良雄 中谷政男 長柄金吾 羽賀一郎 畠下辰典
庄美都建 藤原竜太 深井嘉代史 藤川建治

関大会計人会創立総会

大阪日産関大会発会式

大阪日産自動車に勤務する校友で職域

会を結成する話がまとまり、さる四月二十五日午後六時から曾根崎のバー・ダーリンでの発会式が行われた。

世話人近藤氏があいさつと発会経過を報告したあと、議事にはいり会則を決定、役員を選出した。

この日は母校から恩師三島一高校長も出席して発会をよろこび、校友会からも大月会長、神屋敷事務長が出席、校友会事情を説明した。

最後に一同でなごやかに祝宴を開き、会員相互の親睦を深めて、午後八時半閉会した。

会員（代表者）池尾泰治
会長（代表者）長谷峰男、近藤幸一
副会長 長谷峰男、近藤幸一
役員 富崎忠満、塙辻啓治、酢谷寛三、藤明時男
会計 角田思次、生田政夫

専事（代表者）池尾泰治
会長（代表者）長谷峰男、近藤幸一
副会長 長谷峰男、近藤幸一
役員 富崎忠満、塙辻啓治、酢谷寛三、藤明時男
会計 角田思次、生田政夫

關西大學法制史學會
經濟學會經濟史研究室
共編

大阪周辺の村落史料

第四輯 五人組帳

フランス縦函入 一八三頁
四〇〇円

五人組帳の研究は既に多く試みられているが、同じ地方のものをまとめ、同じ地方にあつても年代によつて異なることの研究にまで及んでいない。収録のものは大阪周辺の五人組帳のみをまとめた特色あるものとした。

第一輯 庄屋留書 既刊

第二輯 耕肥、拜借銀、頼母子 既刊

第三輯 證文集、村役人 既刊

刊行 關西大學

刊行取扱 關西大學出版部

なお、既刊各輯は貴重稀観文献の活字版として各方面の注目を受け、古書市販価格が頒布価格の約二倍となつてゐる現状です。在庫数も残り少くなっていますから御入用の方は直接当部へ御注文下さい。

關西大學出版部

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十四年五月三十五日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第三三七号 五月号

発行兼

久井忠雄 発行所

大阪市大淀区長柄中通二丁目
電話堀川二六七七二番

株式会社ナニワ印刷所
電話(35)7271

關西大學文學會編
大學文學論集 第八卷
昭和三十四年三月刊 A5判 九六頁

内 容

- 懷風藻所載僧伝考 横田健一
升屋平右衛門(山片)の文化十年仙台下向日記 有坂隆道
「国造豊足解」をめぐる二三の問題 菊田香融
先史時代末期のエジプトに関する覚書 加藤一朗

關西大學法學會編
大學法學論集 第八卷
昭和三十四年二月刊 A5判 一二六頁
第五号

内 容

- マーグナ・カルタにおける英國教会の自由 池田一郎
第二次歐州大戦の勃発とヒットラーの外交 河崎平一
消極的構成要件要素の理論 中義勝
損益相殺(一) 伊井修
特許権存続期間延長出願に対する許否決定の性質 内田一郎
原因債権に基く請求と小切手の返還義務との同時履行 伊井修
即時取得と占有改定 横悌次